

大阪市立大学哲学研究会  
2019年度第1回

# 生存権の哲学的基礎付けに 向けて

土屋 貴志

2019/09/22

# 「生存権」とは？

「生存権」

= 生きる権利

= 殺されない権利

= 生きていることを中断されない権利

= 生きていくことを容認される権利

= 「生きていていい」と認められる権利

- 「権利」とはそもそもどういうこと？

# 「権利」 — 『広辞苑』 第4版より

① [荀子勸学] 権勢と利益。権能。②

[法] (right) ①一定の利益を主張し、  
また、これを享受する手段として、法  
律が一定の資格を有する者に賦与する  
力。

②或る事をする、またはしないことが  
できる能力・自由 $\leftrightarrow$ 義務。

# 「権利」 — 『大辞林』 第3版より

① [法] ㊦ある利益を主張し、これを享受することのできる資格。社会的・道徳的正当性に裏付けられ、法律によって一定の主体、とくに人に賦与される資格。法的正当性。㊧何らかの原理や存在によって一定の主体に賦与される、ある行為をなし、またはなさぬことができる能力・資格。↔義務

②権力とそれに伴う利益。[「荀子」にあり、「権勢と利益」の意で用いられる。中国近代の洋楽書である丁韪良訳『万国公法』(1864年)でrightの訳語としたものを借用したもののか]

# 漢語と訳語

- 「権勢と利益」という意味での「荀子」の「権利」は漢語(中国語)で、江戸時代以前からあった
- 「right」(英語)の訳語としての「権利」は明治時代から

# 「right」の翻訳

- rightは「正しい」という形容詞でもある
- Recht（ドイツ語）、regt（オランダ語）、droit（フランス語）には「法」という意味もある

つまり西洋語では「right」に相当する言葉一つで「権利」＝「正しい」＝「法」を表す

（ベンサムはこれを混同として批判した）

- 「権利」と「正しさ」と「法」は西洋語では通底している

# 「right」のさまざまな訳語

(笹澤豊『〈権利〉の選択』勁草書房、1993年、第1章)

- 西周：regt（オランダ語）を「権」と訳す  
（フィッセリングの講義の訳『万国公法』1868年）

- 福沢諭吉：

「通義」＝世間一般に通用する道理（『西洋事情』初編、1866年）...客観的

しかし1869年の第二編では「求むべき理」「求めても当然のこと」「当然に所持する筈のこと」と補足説明...個人に帰属するもの

「権理通義」「権理」（『学問のすすめ』第二編、1893年）

「権義」（『学問のすすめ』第四編、1894年）

# 「right」のさまざまな訳語（続き）

- 津田真一郎：「権利」を用いる

（フィッセリングの国法学講義録の訳『泰西国法論』1868年刊）

だが、regtの訳ではなく、regt（権）という理にかなった力によって保護されるべき、国民の利と平安という意味を表す

- 加藤弘之：rightの訳語として「権利」=利を保護する力

（『立憲政体略』1868年および『真政大意』1870年）

# 法的権利に関するホーフフェルドの分析

法的権利の担い手(x)と相手方(y)の係に従い「権利」の用法を4つに分類

1. 自由または特権：xがyに対しAを行わないという義務がなく、かつ、yがxに対して無権利である  
(例：「浴室で歌う権利がある」)

2. 請求権：xはyにAを請求し、しかもyはxに対してAを行う義務を負う (例：「難民には食料や保護を受ける権利がある」)

3. 権能(power)：xはyのために一定の結果を引き起こす (例：「警官はスピード違反の運転者に免許証を見せろと要求する権利がある」)

4. 免除(immunity)：yがxのために一定の結果を引き起こす権威を欠き、無権能である (例：「高齢者は徴兵を免除される権利がある」)

(W. N. Hohfeld, *Fundamental Legal Conceptions*, Yale Univ. Press, 1919. M. フリーデン『権利』昭和堂、1992年、p.8における整理より)

# 「生きていていい」と認められる権利 とは？

ホーフエルドの分析に従えば、「『生きていていい』と認められる（法的）権利」とは、

- 自由または特権：自分が死ななければならない義務を他者に対して負わず、他者は自分に対して死んでくれといえない
- 請求権：自分を死なせないことを他者に求めることができ、他者は死なせない義務を負う
- 免除：自分が生きていくことを、他者は妨げることができない

→「生存権」とは、要するに「生きていていいんだよ」ということ

# 「すべての人が生存権をもつ」とは？

生存権が「人権」（「人」がもつ権利）であるならば、すべての「人」は生存権をもつことになる

– 「人」とは何か？は大問題だが、ここでは論じない

= 「すべての人は生きていていい」

= 「誰も生きることを妨げられてはいけない」

= 「人が殺されることがあってはならない」

# 「人権（じんけん）」とは？

「①**自然権**に同じ。②(rights of man) **人間が人間として固有する権利**。実定法上の権利のように自由に剥奪または制限されない。基本的人権。」

（『広辞苑』第4版、岩波書店、1991年、p.1326）

「人間が人間らしく生きるために**生来持っている権利**。→基本的人権（明治初期のright of manの訳語）」

（『大辞林』第3版、三省堂）

# 生存権は放棄できるか？

- 「生きていていい」ということは、自分自身で「（私が）生きていなくてもいい」ということを排除するのか？「死んではいけない」「生き続けなければならない」（生きる義務がある）ということを含意するのか？
  - 通常、自由・特権や請求権は、当人が放棄できる。だが「生きていること自体の権利」は、「生きていることに伴う権利」と同じように扱えるのか？
- ... 「（私が）生きている」とは、そもそもどのようなことなのか？

# 「生きている」のは誰か？

- 「私 I」 (一人称単数)
- 「彼／彼女／それ[たち] he/she/it/they」  
(三人称単数／複数)
- 「あなた[たち] you」 (二人称単数／複数)  
: 向き合う人、顔と顔を合わせる相手。「身近な人」であり、「愛する人」「かけがえのない人」である場合もある

★誰が、誰として「生きている」かによって「生きている」(あるいは「もはや生きていない」)の意義が異なる

# 「彼／彼女／それ[たち]」とは？

- 「彼／彼女／それ[たち]」の存在とは、「私」にとって「その人[たち]」「第三者」
- 「彼／彼女／それ[たち]」とは、「私」にとってその存在が自分とは距離のある第三者（「他人」）であるという関係を表現している
- 「彼／彼女／それ[たち]」は「私」の観察対象にしかない
- 観察するには客観化（自己意識による対象化。自己意識は自己をも対象化している）が必要
  - したがって、一人称の「私」と三人称の「彼／彼女／それ[たち]」は同時に生成する

# 「あなた[たち]」とは？

- 「あなた[たち]」は「私」と互いに「顔と顔を向き合わせる関係」にあることが多い
    - 「あなた」と呼びかけるのが私にとってででではなく、あなたにとって私は「彼／彼女」でしかないこともありうる（例：片思い）
  - 「あなた」の存在は身体を通して知られる
    - 身体が機能している限り存在していると受け取られる（例：「脳死体」）
- \* 自己意識が生成する前の原初的な意識においては「私」も「彼／彼女／それ[たち]」も「あなた[たち]」も分かれていない。自己意識の生成とともにそれらが同時に対象化されて成立する

# 「私」とは？

- 「私」とは、体感を伴って「これ」と名指しされる身心の状態
- 「あれ」でも「それ」でもなく、「これ」「この」身心。体感されている身心

# 「私」が生きているとは？

- 「私」の生（「私が生きている」ということ）とは「私」という体感的な意識

（自己意識 = 意識についての意識。主に脳の働き）

- 「私」の死とは自己意識の喪失
- 自己意識が失われれば、「私」からみた、「私」にとっての世界は存在しなくなる
- 脳ができる前の胚のとき「私」はまだ生き始めておらず、「脳死状態」に陥れば「私」はもう死んでいるのかもしれない

# 生きていることは単なる事実

- 生きていることは「ただ生きている」こと以外の何ものでもない
- 生きていることは、ただそうであるというだけのこと
- いま生きているのは、（たまたま）生まれてきて、（たまたま）これまで死ぬような目に遭っていないからにすぎない

# 生きていること自体はプラスでも マイナスでもない

- 生きていること自体に、プラスの価値もマイナスの価値もない
- 生きていること自体が、それだけで、「尊い」「尊厳がある」わけでも、価値があるわけでもない
- また、生きていること自体が、それだけで、「生きるに値しない」ということもない

# 「ただ生きる」は「よく生きる」の 対義語ではない

- 「ただ生きるのではなく、よく生きるべき」  
(ソクラテス以来の伝統的思想?)
  - だからといって「ただ生きる」ことがわるいわけではない。「ただ生きる」よりも「よく生きる」ほうがよいと比較しているだけ
  - 「よく生きる」の対義語は「わるく生きる」であり、「ただ生きる」ではない
- 「ただ生きているだけなら意味がなく死んだほうがまし」という言明は誤り
- 生きること自体は「よく（わるく）生きる」ための必要条件。生きていなければ、よく生きることもわるく生きることもありえない

# 生きていない事態は知り得ない

- 生きていない（生まれていない、死んでいる）事態は、私たちの体験し得ない、知り得ないこと
- 死んでいることは体験しえない
  - 死んでいくこと = 死ぬこと = 生きているのが終わっていくこと、は途中まで体験できる。しかし、体験し終えたときには、他の人に伝えることができなくなっている

# 生きている以外のありようがない

- 私たちは、生きている以外のありようをすることができない
- 死んでいる、生まれていない、という事態を体験することは不可能
- 生きているということの外側に出ることとはできない
- たとえ、死んでいるとか生まれていないとかいう事態を想像しても、その想像内容の真偽は確かめようがない

# 生きているのはなぜ「尊い」のか

- 生きていることは、ただそうであるということにすぎない
- だが、なぜ、生きていることは「尊い」「価値のある」ことになるのか？
- それは、私たちが生きているからであり、生きていることしか考えられないから
  - 価値を付与するのは生きている [意識ある] 主体。生きている [意識ある] 主体が全く存在しなければ、世界や宇宙のどの事象にも (プラスやマイナスの) 価値は一切付かない

# 「もの」と「こと」は異なる

- 「もの」：物質、物体
- 「こと」：「もの」の性質や働き
- 「こと」は「もの」がなければ存在しない
  - \* 《「もの」とは「こと」（性質や働き）の束にほかならない》という立場を取れば《「もの」は「こと」がなければ存在しない》ということになるが、そういう「こと」がもともと（「もの」に例化される以前から）どこに存在していたのかは説明しにくい
- 生命は「もの」ではなく「こと」である

「～である」と「～がある」は別のこと

- 同じ「ある」でも「～である」(性質や働き)と「～がある」(存在)はまったく別のこと
- 「～である」(性質や働き)は、その性質を持つ、ないし、そう働くものごとが存在することが前提
  - \* 《「もの」とは「こと」(性質や働き)の束にほかならない》という立場を取らない限り
- 存在しないものごとについて「～である」を言うことはできない  
(「実存 [存在] は本質 [性質] に先立つ」サルトル)

「～でない」と「～がない」も別のこと

- 同じ「ない」でも「～でない」(特定の性質や働きの否定)と「～がない」(存在の否定)も、まったく別のこと
- 「～でない」(特定の性質や働きの否定)は、その性質や働きをもたないものごとが存在することを前提にしている
  - \* 《「もの」とは「こと」(性質や働き)の束にはかならない》という立場を取らない限り
- そのものごとが存在しなければ「～でない」を言うことはできない

# 生命は「こと」であって 「もの」ではない

- 生物体（生きもの）と生命（生きていること）とは異なる
  - 物質からなる生物体（「もの」）の働き（「こと」）が生命である
  - 生物体（生きもの）がもはや働かなくなるほどに損なわれれば、生命という働きもなくなる（＝死ぬ）
  - 生物体が生命という働きを失った（もはや働かなくなった）のが死である
- \* 《働きである生命の束が生物体である》という立場を取ることも可能だが、その場合でも、生命という働きが失われたのが死であることに変わりはない

# 魂は不死ではない

- 生命という働きがないのが死であり、そのとき生物体は死んでいる
- 「生氣」「魂」が「こと」であるなら、生命という「こと」がなくなればそれらもなくなっている
- 「生氣」「魂」が「もの」であるとしても、生命という働き（「こと」）がなくなれば（働きも性質もない「もの」を想定しないかぎり）なくなることになる
- 心は、生命という働きの一つ。生命が完全になくなれば心もなくなる

# 生しか経験できない

- 意識ある生物体が経験するのが「私（一人称）としての生」である
- 生きていなければ経験はない。死ねば経験する主体が存在しなくなっている
- 死んでいることを経験することはできない
- 「私」たちは全員、生しか経験できない

# 死は知り得ない

- 死は、単に、生が存在しないこと、生きていないこと
- 生を経験しているもの（＝「私」たち全員）にとって、自分の死は経験しようがなく、知り得ない
- 死んだときには、死んだとわからない

# 死とは生の不存在である

- 「死んでいる」こと（「もはや生きていない」こと）、および「生まれていない」こと（「まだ生きていない」こと）は、いずれも「生が存在しない」ということである
- 生きている「私」にとって、自分が「存在している」とは、生を経験していることにほかならない

# 死に方は選べない

- 生まれ方を選ぶことはできない
  - 気づいたときには「生まれている」
- 死に方も選ぶことはできない
  - 生体が死ぬのは物理的現象。身体を壊す「外力」で死ぬ。「自分自身の力で死ぬ」こと（厳密な意味での「自死」「自殺」）はできない
  - 死にゆくときの身体の反応は、自分で制御できない
  - 本当に死ぬときには、意識のほうが先になくなっている。死んでいくことを最後まで意識し観察することはできない。いわば「いつのまにか死んだ・死んでいる」のだが、本人はもはやそのことに気づくこともない

# 「自殺」「自死」ありうる他の理由

- 自分の身体を壊す「外力」（物理的な力）を自分で招くことはできる（投身、縊首、服毒...）
  - でも、死んでいく過程自体は制御できない
- できることを証明したい欲求があるかも
- やったらどうなるか試したい好奇心もあるかも
- でも、やってしまったら（やり直すための主体がなくなり）やり直せない、ということを十分に理解していない場合が多そう
- あるいは、多少理解した上で、取り戻せないダメージを他人に与え、自分が存在したことを刻印しようとすることもあるかも

# 「死んだほうがよい」ということはない

1. 「とにかくこの苦しみから解放されて楽になりたい」 (現在の苦痛から逃れたい)

→ 死んでも楽になれない (楽になれるという信念は偽である)

2. 「これから来る苦しみや『生き恥をさらす』ことを回避したい」 (未来の苦痛を回避したい)

→ 予想している苦痛や「生き恥」はそれほどでもない (予想は間違っている)

- 本当に苦しいときは苦痛に対処するのに精一杯で、苦しいこと自体を悲観したりする余裕はない
- 「生き恥をさらす」のは惨めなことではなく、恐れなくていい (そうやって生きている人たちがいるのに「恥」というのは偏見であり、公言するなら面罵になる)

# 苦痛の予想にどう対処すべきか

- 非常に大きな痛みや苦しみを経験すると予想され、恐ろしくて、怖くて、たまらないことがある
- しかしまだ、**その痛みや苦しみの体験が実際にどのようなものなのかはわかっていない**
- 予想は、当たるという保証も、当たらないという保証もない。 予想が当たっていたかどうかは、経験してみても初めてわかる
- 予想が外れたなら「運がよかった」ことになる。予想通り非常に大きな苦痛を経験することになったら、その時は「つらい、苦しい」と叫べばよい
- 外れるかもしれない予想に基づいて生きるのをやめるのは早計。 恐れに従わなくてもよい

# 現在の心身は過去や将来の心身とは異なる

- 人は体感される心身で生きている
- 将来、いまの病気が治ったり症状が消えたりしても、その心身はいまの心身とは別のもの  
=いまの心身と将来の心身は異なる
- 病気になったり障害を負ったりする前の心身も、いまの心身とは別のもの  
=いまの心身と過去の心身も異なる
- （「人格」としては同一でも）心身に基づく判断は、現在と過去と未来で異なりうる  
→ 将来に関する判断（事前指示など）は、その時になってみると間違っている可能性が大

# 生きていることで精一杯

- ほんとに生命が脅かされているときは、それに対処することで精一杯。「しんどい」「苦しい」と思う余裕すらない
- 「しんどい」「苦しい」と思う余裕が出てきても、本当に「しんどい」「苦しい」ときはひたすらしんどく、苦しいだけ
- それを「恐ろしい」「怖い」と思うことはない。「恐ろしい」「怖い」というのは予想のみに伴うものであり、体感に伴うものではない

# 「死にたい」とはということか

- 「死にたい」というのは、「南極点に行ってみたい」等のように「死んでみたい」「死を経験してみたい」という意味ではありえない  
←死んだら、死ぬことを経験した主体はなくなっており、後戻りもできない
- 「もうこんなのは耐えられない」「つらすぎる」「もういやだ」ということ  
→いくらでも、そう叫んでよい。「つらい」「もういやだ」「耐えられない」と言いまくってよい \*安楽死登録もその一つの表現?
- 「死にたい」とは、文字通りに「死にたい」のではない。「このつらさやしんどさから解放されたい」ということ

# 死んで楽になることはない

- 死そのもの（死んだこと、死んでいること）は経験できない
- 死んだときには、苦痛からの解放を経験する主体がない
- したがって「死んだほうがまし」ということはありえない
  - 「まし」であることを経験する主体がない
  - 苦痛から解放されたことも経験できない
  - 経験できるのは生きている証拠

# 死は眠りでも休息でもない

- 死ぬことは「眠り」でも「休息」でもありえない
  - 眠っている時も、身心はさまざまなことを感じており、体感はある。自己意識が休んでいるだけ
    - 夢を見ていれば自己意識も活動している
- 死ねば、眠ったり休んだりする主体そのものがなくなる
- 死は「シャットダウン」であり、「スリープ」ではない

# まとめ(1)

- 生存権すなわち「生きていていい」ということは、「(私が)生きていなくてもいい」ということ (生存権の放棄 = 自死・自殺) を排除しないだろう。つまり、「生き続けなければならない」「死んではいけない」 (生きる義務がある) というわけではないだろう
- それに実際には、すべての自殺や自死を止めることはできない
- だが、「死んだほうがよい」といえる根拠はない

## まとめ (2)

- 「死にたい」というのは文字通りの意味ではなく、「この苦しみから解放されたい」という意味にほかならない
- 「死んだほうがよい」という考えは誤った信念に基づく
  - 「死んで楽になれる」ことはない
  - 「これから非常に大きな苦痛がくる」という予想は当たるとは限らない
  - もし当たったとしても、その時は苦しみ痛むのに精一杯になるから、事前に恐れていたほどのことにはならない

# まとめ (3)

- いま生きているのは「たまたま」。たまたま生まれてきて、たまたま死ぬような目にまだ遭っていないだけ
- 生きていることは単なる事実。それ自体に（私たちが生きていることと無関係に）価値や尊厳や意義があるわけではない
- でも、私たちには生きている以外のありようがない
- だから、生きていることを、うれしいことにしたほうがいい（意義があるから生きているのではなく、生きているから意義がほしい）